

まい・あみ・まつり 2013 笑顔が舞い心おどる熱い夏

2013

9



人と自然がつくる楽しいまち—あみ

●主な項目●

広報あみ

- 平成 25 年度事業仕分け結果 … 2
- 紹介します！平成 25 年度の青少年相談員さん … 3
- 住民健診の追加募集を行います … 4
- 医療福祉費（マル福）制度 … 8
- まい・あみ・まつり 2013 写真集 …12
- 花ひらくまち推進事業 …19

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

平成 25 年度

事業仕分け結果



企画財政課行政改革推進係 ☎888-1111 (222)

町が実施している事務や事業について、「本当に行う必要があるのか」「国や県が実施すべきものではないのか」「事業の実施手法は妥当か」など、その根本的なあり方を第三者の視点で評価し、町民との協働による町政運営と、町の行財政改革のさらなる推進を図るため、7月13日に『事業仕分け』を実施しました。

仕分け作業は、コーディネーター1人、仕分け人5人、町民判定員11人からなる班を2班編成して、各班8事業ずつ、合計16事業を仕分けしました。町民判定員・仕分け人が判定した結果は、下記のとおりです。

なお、仕分け結果が町の最終判断となるものではありません。この結果を検証し、来年度の予算編成や今後の事業のあり方についての参考とします。

仕分けの質疑・応答やコメントなどは、町ホームページをご覧ください。

▼各事業の仕分け結果 (各事業の○印が、その事業の最多得票となった仕分け結果の区分です)

会場	事業名	町民判定員の仕分け結果				仕分け人の仕分け結果			
		不要・凍結	国・県・広域	町要改善	町現行通り	不要・凍結	国・県・広域	町要改善	町現行通り
第1会場 (第1班)	① ファミリーサポートセンター事業	1		⑩				⑤	
	② 私立幼稚園奨励補助事業	4	2	④	1	⑤			
	③ 一人暮らし高齢者「愛の定期便」事業	3	1	⑦		⑤			
	④ 消防団機材管理事業		2	4	⑤				⑤
	⑤ 集会施設整備補助事業			5	⑥			④	1
	⑥ 成人式典事業			5	⑥			③	2
	⑦ 農業体験事業	3	1	⑦		⑤			
	⑧ 老朽配水施設更新事業			2	⑨			2	③
第2会場 (第2班)	① さわやかフェア事業	1		⑧	2	1		④	
	② 自主防災組織育成事業			5	⑥			⑤	
	③ 不法投棄防止対策事業		2	⑥	3			⑤	
	④ 景観形成事業	2	2	⑥	1	2		③	
	⑤ 疾病予防事業		1	⑧	2	④		1	
	⑥ 浄化槽設置補助事業	1	3	④	3			⑤	
	⑦ 公用車購入事業			⑦	4			⑤	
	⑧ 町民運動会事業	1		⑥	4	③		2	

▼判定区分 ▼不要・凍結…事業の廃止、ゼロベースで見直し(事業の一時凍結)

▼国・県・広域…国・県または広域で行うべき事業

▼町要改善…町が実施するが、事業費・内容を見直す事業

▼町現行通り…町が実施し、事業費・内容はおおむね現行通りとする事業

※票が同数になった場合、事業を継続する区分(国・県・広域、町要改善、町現行通り)の合計と、事業を継続しない区分(不要・凍結)を比較し、大きい方を優先する

紹介します！ 平成 25 年度の 青少年相談員さん

生涯学習課青少年係 ☎888-2526



菅野 弘順
阿見小学校区



鈴木 俊一
阿見小学校区



酒井 美智子
阿見小学校区

阿見中 小学校区



田村 由美子
第二小学校区



高橋 正昭
第二小学校区



廣瀬 毅
阿見小学校区



小松原 聡
阿見小学校区

■青少年相談員が決まりました
4月1日付で各学区から選ばれた左記の人が、青少年相談員として町から委嘱を受けました。
青少年相談員とは、青少年の健全育成と非行防止を推進するために、青少年に対する街頭での声かけ・相談、町民や店舗に対する「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」などの普及啓発、青少年の安全確保のための巡回活動、また青少年を取り巻く社会環境の浄化などを行う青少年育成者のことです。
※青少年とは0歳〜おおむね18歳です



南雲 せつ子
本郷小学校区



若泉 徳士
本郷小学校区



袴田 英也
本郷小学校区



小林 実
本郷小学校区

朝日中 小学校区



高島 和廣
吉原小学校区



高野 透
吉原小学校区



下仲 清一
第一小学校区



米川 幸雄
第一小学校区



竹来中 小学校区



中島 佳男
実穀小学校区



福岡 祐一
実穀小学校区



櫻井 英行
本郷小学校区



三橋 伸孝
本郷小学校区



栗山 雄一
舟島小学校区



吉田 清
舟島小学校区



東 みさ子
君原小学校区



小松沢 茂雄
君原小学校区



松本 則男
君原小学校区



生木谷 幸雄
第一小学校区



山崎 芳文
第一小学校区

住民健診の追加募集 を行います



住民健診の追加募集

総合健診・住民健診へお申し込みしていない人を対象に、住民健診の2次募集を下記の日程で行います（町国保の間ドック・脳ドックや、医療機関健診で受診しなかった項目について受診できます）。

下記の日程で予定が合わない場合は、5ページの医療機関健診をご利用ください。

■ **健診日程** ※希望者多数の場合、ご希望にそえないこともありますのでご了承ください（先着順ではありません）

期 日	場 所	受付時間	
12月2日(月)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』		午後2時～3時
12月3日(火)			
12月4日(水)	かすみ公民館		午後2時～3時
12月5日(木)		午前9時45分～11時	午後2時～3時
12月12日(木)	舟島ふれあいセンター	午前9時45分～11時	
12月13日(金)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』		午後2時～3時
		午前9時45分～11時	午後2時～3時

■ **健診実施項目** ※対象年齢は平成26年3月31日までの到達年齢（後期高齢者健診は除く）

住民健診に胃がん検診は含まれていません。胃がん検診を希望する人は医療機関健診を受診するか、広報あみ10月号通常版でご案内する消化器検診にお申し込みください。

健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
① 特定健診 (町国保)	40～74歳	問診・身体計測(腹囲測定含む)・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・腎機能検査・血糖検査・貧血検査・眼底検査・心電図検査	1,300円
	※65歳～74歳で茨城県後期高齢者保険証をお持ちの人は「②後期高齢者健診」にお申し込みください		
② 後期高齢者健診	75歳の誕生日以降	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・腎機能検査 ※高血圧や糖尿病等で受診中の人は、医師にご相談のうえ受診してください ※オプション検査として貧血検査・眼底検査・心電図検査の3項目セット検診を希望される人は、自己負担1,300円で追加できます。健診当日にお申し込みください	無 料
③ 胸部レントゲン検診	40歳以上	胸部レントゲン検査 ※65歳以上結核検診を含む	300円
④ 大腸がん検診		免疫便潜血検査(検便2日分) ※事前に検査キットを郵送します	600円
⑤ 前立腺がん検診	50歳以上	血液検査 ※対象:男性のみ	700円
⑥ 喀痰検査	40歳以上の該当者	喀痰細胞診(胸部レントゲン検査を受けた人のみ受診できます) ※対象:喫煙年数×1日の本数=600以上の人	800円
⑦ 肝炎ウイルス検査		血液検査:B型・C型肝炎ウイルス検査 ※対象:過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない人のみ受診可	800円
⑧ 成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測(腹囲測定含む)・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・腎機能検査	1,000円
⑨ 特定健診 (町国保以外)	40～74歳	受診方法や受診会場を必ず保険者にご確認のうえお申し込みください	

■ 申込期間 9月30日(月)まで(必着)

■ 申込方法

右記1～6をご記入のうえ、はがきまたは封書で下記までお申し込みください。総合保健福祉会館の健康づくり課窓口でもお申し込みできます。

また、お申し込みいただいた人へ後日受診券を送付します。

▼申込先 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 阿見町役場健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内) ※お申し込みされた人には10月中旬までに、案内通知と受診券を郵送します

▼コピーしてご使用ください

1. 住所	阿見町
2. 氏名	
3. 生年月日 (年齢)	大・昭・平 年 月 日 (歳)
4. 電話番号	
5. 希望の健診	番号は4ページ表参照(○をつけてください) ①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨
6. 希望日	12月 日(午前・午後)・いつでも可

『医療機関健診』をご利用ください

町の集団健診では日程が合わない、早めに健診を受けたいという場合は『医療機関健診』をご利用ください。

■ 受診できる健診項目

●対象年齢は平成26年3月31日までの到達年齢

※特定健診・後期高齢者健診の医療機関健診については国保年金課にお問い合わせください

※集団健診とは自己負担額が異なりますので、ご注意ください

健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・腎機能検査	1,500円
胸部レントゲン検診	40歳以上	胸部レントゲン検査 ※65歳以上結核検診を含む	500円
喀痰検査 <small>かくたん</small>	40歳以上の該当者	喀痰細胞診(胸部レントゲン検査を受けた人のみ) ※対象:喫煙年数×1日の本数=600以上の人	1,100円
胃がん検診	40歳以上	胃レントゲン検査(バリウム検査)	3,100円
大腸がん検診		免疫便潜血検査(検便2日分)	300円
前立腺がん検診 <small>せん</small>	50歳以上	血液検査 ※対象:男性のみ	1,100円
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)	40歳以上の該当者	血液検査:B型・C型肝炎ウイルス検査 ※対象:これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない人	1,100円
腹部超音波検診	40歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の超音波検査	2,400円
骨粗しょう症検診	25～65歳	超音波でかかとの骨密度を測定(男女ともに可)	900円

■ 申込方法

次のいずれかの方法でお申し込みください。お電話によるお申し込みはできません。

①健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)に直接来館して申し込み(窓口で受診券を発行します)

②郵送による申し込み:町ホームページから医療機関受診券交付申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、返信用封筒(宛先を記入し80円切手を貼付)を同封して下記まで送付してください。後日、受診券を郵送します。なお、以下の人はお申し込みできませんのでご注意ください。

▼今年度、すでに人間ドックや脳ドックを受診した人または受診予定の人

▼町の集団健診を受診予定の人 ※ドックや集団健診で受診しない項目はお申し込みできます

▼申込先 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 阿見町役場健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)

■ 受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター(東京医科大学茨城医療センター敷地内)

■ 受付および受診可能な期間

受付:平成26年2月28日まで

受診可能期間:受診券の発行日から3か月以内

※最終受診日は平成26年2月28日となります

■ 自己負担額の免除について

次に該当する人は、町で実施する健診が無料になります。お申し込みの際は、手帳等の証明書をご提示ください。

▼身体障害者手帳で障害の程度が1級または2級の人

▼精神障害者保健福祉手帳で障害等級1級の人

▼療育手帳で㉑またはAの人

▼生活保護受給者

子育てを応援します

25
子育て



みなさん、こんにちは。

日中はまだまだ暑さが感じられますが、朝夕のさわやかな風に少しずつ秋の訪れを感じられるようになってきました。今回のテーマは、「睡眠」と「排泄^{せつ}」についてご紹介します。

睡眠について

赤ちゃんのころは、生活の多くが睡眠の時間です。成長するにつれ、安定した睡眠がとれるようになってきます。それまでは、赤ちゃんのペースで睡眠をとれるようにしてあげるといいですね。

赤ちゃんのペースといっても、『今日はお昼寝をしなかったな…』というような日は、夜は早く眠れるようにするなど、体を休める時間を作ってあげることも大切ですね。日中、外の空気に触れたり、たくさん体を動かしたりすると、夜ぐっすり眠れるということもあります。また、大好きな人がそばにいるという安心感からゆったりとした気持ちになり、眠りにつけるということもあるので、寝るときには、側にいる大人が添い寝をしたり、背中をトントンしたりしてあげるといいでしょう。

睡眠時間が安定してきたら、早寝早起きの習慣をつけるなど、生活リズムを整えていけるといいですね。



排泄について

1歳7か月～2歳にかけて排尿間隔が長くなってきたころに、朝起きたとき、外出する前、生活の区切りとなるときにトイレに誘ってみましょう。初めは、トイレやオマルに慣れることが大切です。排尿したときには、「おしっこでたね」と声を掛けて一緒に喜ぶと、子どもは排尿はここですということを理解していきます。

排泄は、生理的な要求にしたがって進めると、スムーズに進むものです。早めに何度もトイレに誘うと、かえって自立がうまくいかないこともあります。失敗することもあります。叱らずに排尿を知らせることができたことを認めてあげましょう。

排泄は、子どもの自立のための大切な援助の一つです。排泄の自立は個人差がありますが、子どもの発達に合わせて「その子のペースで」焦らずに進めていくことが大切です。



各保育所・保育園についての問い合わせ：児童福祉課 ☎888-1111 (168)

国民健康保険で...

こんな給付が 受けられます

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係

☎888-1111(131~133)

国保税 納めて安心 わが家の健康

出産育児一時金

国保の被保険者が出産したときに支給されます。妊娠12週以降であれば、死産・流産でも支給されます。

支給額

原則42万円となります。ただし、妊娠22週未満での出産および産科医療保障制度(※1)加入医療機関等以外での出産の場合は39万円です。

※1 産科医療保障制度: 出産に関連して脳性まひとなつた子・家族の経済的負担を補償する制度。詳しくは出産予定の医療機関等へお問い合わせください

直接支払制度

出産育児一時金が原則として町国保から医療機関等に直接支払われる制度です。利用される人は、出産予定の医療機関等でご確認ください(役場では直接支払制度の申請ができません)。

● 出産費用が42万円(※2)を超えた場合の差額は、退院時に医療機関等へお支払いください
● 出産費用が42万円(※2)未満

満の場合の差額は、出産後に町国保へ請求してください(①医療機関等で交付される領収・明細書②印鑑③世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの④医療機関等で交付される直接支払制度利用の合意書—を持参)

● 直接支払制度を希望されない場合は、出産後に町国保へ請求してください(右記①②③、医療機関等で交付される直接支払制度を利用しない旨の合意書を持参)

※2 妊娠22週未満での出産および産科医療保障制度加入医療機関等以外での出産の場合は39万円

妊産婦本人が会社を辞めて6か月以内の出産であれば、会社の健康保険等から出産育児一時金が支給されることがあります。詳しくは会社の健康保険等へお問い合わせください。

葬祭費

国保の被保険者が亡くなったとき、その葬祭を行った人に支給されます。

● 支給額: 5万円

● 申請に必要なもの: 亡くなった人の保険証・喪主の金融機関の口座番号がわかるもの・会葬礼状など(喪主を確認するため)・印鑑

● 「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「標準負担額減額認定証」が必要で、国保年金課窓口申請してください

入院時の食事代

● 国保の被保険者が入院中のとき、一食の食事にかかる費用の一部(左表の入院時の食事にかかる標準負担額)を負担するだけで、残りを入院時食事療養費として国保が負担します。

● 1日の標準負担額は、3食に相当する額が限度となります
● 住民税非課税世帯の人は

● 入院時の食事代は高額療養費の支給対象外です

訪問看護療養費

● 自宅で医療を受ける必要があると医師が認めた人が、訪問看護ステーションなどを利用したときは、費用の一部(自己負担割合1/3割は年齢や所得により異なる)を支払うだけで、残りは国保が負担します。

入院時の食事にかかる標準負担額 (1食あたり)

一般(下記以外の人)		260円
住民税非課税世帯および低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院(過去12か月の入院日数) ※3	160円
低所得者Ⅰ		100円

● 低所得者Ⅱ: 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人(低所得者Ⅰ以外の人)

● 低所得者Ⅰ: 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯に属する人

※3 90日を超えた時点でも申請が必要となります

ご存じですか？

医療福祉費(マル福)制度



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111 (134・135)

町に住所があり、各種健康保険に加入している人のうち、次のいずれかに該当する人に對し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。本人、配偶者または扶養義務者について所得制限があり(小児を除く)、基準を超えた人は対象から除かれます。また、生活保護を受けている人も対象外です。※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含みます

■対象となる人

●小児

▼0歳～中学3年生

●重度心身障害者

▼身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人

▼心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスまたは

肝臓の機能障害により、身体障害者手帳3級の交付を受けている人

▼療育手帳(判定A以上)の交付を受けている人

▼療育手帳(判定B)および身体障害者手帳3級の両方の交付を受けている人

▼障害基礎年金1級に該当する障害年金を受給している人

(65歳以上75歳未満の人は、後期高齢者医療制度への加入が要件となります)

●母子(父子)家庭

▼配偶者のいない女性(男性)とその子(現に監護している場合のみ。子の18歳の誕

生日以後、最初の3月31日まで。子が障害児または高校在学中の場合は20歳未満)

●妊産婦

▼母子保健法に基づく妊娠の届出をした人(妊娠届出月の初日から出産月の翌月の末日まで)

■マル福の申請と届出

国保年金課窓口へ左記のものを持参し、申請してください。該当の場合にはマル福受給者証を交付します。なお、年に1回更新があります(小児に該当する小学4年生～中学3年生と妊産婦を除く)。

●持参するもの

▼健康保険証

▼印鑑

▼中学3年生までの人は保護者の金融機関の口座番号のわかるもの

▼重度心身障害者に該当の人は身体障害者手帳・療育手帳・障害年金証書

▼妊産婦に該当の人は母子健康手帳・妊産婦本人名義の金融機関の

口座番号のわかるもの

対象者により住民税課税証明書等(※)が必要ですので、詳しくはお問い合わせください

※住民税課税証明書等は『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものです

■県内の病院にかかる場合は

健康保険証とマル福受給者証を医療機関等の窓口提示してください。

※妊産婦の人は医療機関へのかかり方などがほかの対象者と異なりますので、詳しくはお問い合わせください

■県外の病院にかかる場合は

マル福受給者証は、県外での診療には使用できません。

県外で診療を受けたときや受給者証を提示しないで診療を受けたときは、国保年金課窓口で医療福祉費支給の申請をしてください。後日、指定口座に振り込みます。

●持参するもの

▼医療機関等の発行する領収書(コピー不可、受診者名・保険点数の記載のあるもの)

▼マル福受給者証

▼健康保険証

▼印鑑

▼金融機関の口座番号のわかるもの

※健康保険組合等からの療養費給付証明書や支給決定通知書などが必要になる場合があります

ル福受給者証

健康保険証

金融機関の口座番号のわかるもの

健康保険組合等からの療養費給付証明書や支給決定通知書などが必要になる場合があります

■医療費の自己負担制度

外来診療の場合、ひとつの医療機関につき、1日600円、月2回1200円を限度に自己負担となります(重度心身障害者該当の人を除く)。

なお、保険薬局での調剤にかかる自己負担はありません。

入院の場合、1日3000円、月3000円を限度に自己負担となります(重度心身障害者該当の人を除く)。

入院時の食事代(標準負担額)は自己負担となります。

なお、0歳～中学3年生の外來および入院自己負担金は町が助成します(診察月の4か月後に毎月振り込み)。外來自己負担金が600円未満の場合には、外來自己負担金の支給を申請してください(持参するもの)

▼領収書

▼コピー不可、受診者名・保険点数の記載のあるもの

▼マル福受給者証

▼健康保険証

▼印鑑

▼金融機関の口座番号のわかるもの

※健康保険組合等からの療養費給付証明書や支給決定通知書などが必要になる場合があります

ル福受給者証

健康保険証

金融機関の口座番号のわかるもの

健康保険組合等からの療養費給付証明書や支給決定通知書などが必要になる場合があります

医療費の自己負担制度

外来診療の場合、ひとつの医療機関につき、1日600円、月2回1200円を限度に自己負担となります(重度心身障害者該当の人を除く)。

なお、保険薬局での調剤にかかる自己負担はありません。

入院の場合、1日3000円、月3000円を限度に自己負担となります(重度心身障害者該当の人を除く)。

入院時の食事代(標準負担額)は自己負担となります。

なお、0歳～中学3年生の外來および入院自己負担金は町が助成します(診察月の4か月後に毎月振り込み)。外來自己負担金が600円未満の場合には、外來自己負担金の支給を申請してください(持参するもの)

▼領収書

▼コピー不可、受診者名・保険点数の記載のあるもの

▼マル福受給者証

▼健康保険証

▼印鑑



特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金等を受給していない人に支給されます



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

日 本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが必要となりますが、以前は専業主婦や学生は任意加入の時期がありました。任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の人を対象とした『特別障害給付金』の制度があります。

■対象者

▼平成3年3月以前に国民年金任意加入対象だった学生
▼昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象だった被用者（厚生年金・共済組合等の加入者）の配偶者
—のいずれかに該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日（障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた日）があり、現在障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する人（ただし、65歳になる日の前日までに当該障害状態に該当した人に限る）。なお、障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金—などを受給することができない人は対象になりません。また、給付金を受けるためには日本年金機構の認定が必要です

■支給額（月額）

▼1級に該当する人…49500円
▼2級に該当する人…39600円
※物価指数の変動に連動して毎年度見直されます
※本人の所得によっては、支給が全額または半額、制限される場合があります
※老齢年金・遺族年金・労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。また、経過的福祉手当を受給されている人は、当該手当の受給資格は喪失します
※給付金は認定を受けた後請求月の翌月分から支給されます
※支払いは、年6回（2・4・6・8・10・12月）です。前月までの分をお受け取りいただくこととなります（初回支払いなど特別な場合は、奇数月に支払いが行われる場合もあります）

土浦年金事務所から

■過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある人へ
平成24年10月から3年間に限り、未払いの国民年金保険料を過去10年分までさかのぼって納めることができます（後納制度）。

これまで、国民年金保険料は2年を過ぎると時効により納付できませんでしたが、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分までの未払い保険料を納付することができるようになりました。

■保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認をされた人へ
保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

そこで、これらの期間は、10年以内（例えば、平成25年4月分は平成35年4月まで）であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。

ご不明な点があれば、国民年金保険料専用ダイヤル（0570-011-050）にお電話いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

■問い合わせ

土浦年金事務所 ☎824-7121

■請求手続

●窓口：役場1階国保年金課。
なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、日本年金機構で行います

●請求について：▼請求を受け付けた月の翌月分から支給が開始されますので、請

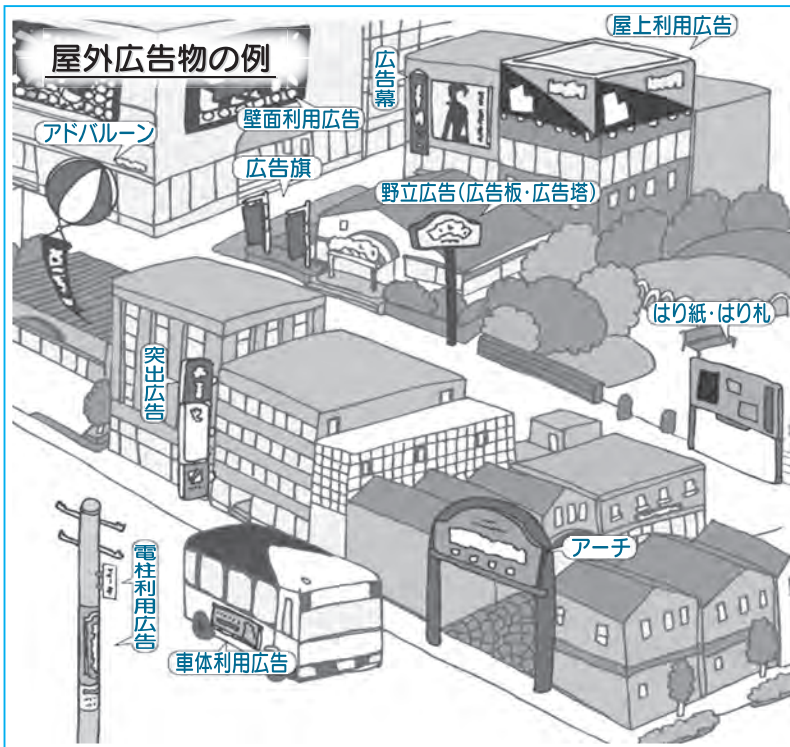
求は早めにお願ひします▼
原則として65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります

詳しくは国保年金課または土浦年金事務所（☎824-7169）まで

屋外広告物の表示には 許可が必要です！

～まちの良好な景観のために～

都市計画課計画係 ☎888-1111 (244・245)



屋外広告物とは？

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告板などをいいます。
具体的には次のようなものがあります。

- ▼ 屋上利用広告
- ▼ 広告幕
- ▼ 野立広告(広告板・広告塔)
- ▼ 壁面利用広告
- ▼ 広告旗
- ▼ アドバルーン
- ▼ はり紙・はり札
- ▼ アーチ
- ▼ 突出広告
- ▼ 車体利用広告
- ▼ 電柱利用広告

屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物の許可手続
屋外広告物を表示するときには、景観に配慮するとともに公衆への危害を防止するため、原則として、表示しようとする日の30日前までに町長の許可が必要です。また、広告物の表示内容を変更する場合にも許可が必要です。

▼ 農地に表示する場合：農地転用許可(農地法)
— など

● 許可期間

屋外広告物は、種類により許可期間が定められています。

▼ はり札、電柱巻立広告等：1年以内

▼ 広告板、広告塔、照明広告、電光ニュース・ビジュアルボード、近隣店舗等案内広告等：3年以内
— など

※屋外広告物の適正な表示の確保や広告物による事故防止のため、これらの広告物の表示には管理者を定めることが必要です(管理者になれる人：屋外広告業の登録を受けた人・屋外広告士・屋外広告物講習会修了者など)

● 許可手数料

▼ 広告板：1枚につき3平方メートルごとに750円
▼ 照明広告：1基につき3平方メートルごとに800円
▼ 近隣店舗等案内広告：1枚につき2平方メートルごとに800円
— など

● そのほかの手続

- ▼ 屋外広告物の許可申請手続と合わせて他法令に基づく許可などが必要な場合があります。
- ▼ 他人の土地・物件等に表示する場合：所有者や管理者などの同意
- ▼ 工作物の高さが4mを超える場合：確認申請(建築基準法)
- ▼ 道路に表示する場合：道路占用許可(道路法)

●屋外広告物の更新手続

屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、許可期間の2週間前までに更新手続きが必要です。

●更新許可申請に必要な書類

- ▼更新許可申請書
- ▼広告物自己点検書
- ▼広告物等のカラー写真(3か月以内に撮影したもの)
- ▼許可手数料

■屋外広告物に対する規制

県屋外広告物条例では、**1**良好な景観の形成**2**風致の維持**3**公衆に対する危害の防止—これらの目的から、屋外広告物に対して規制を行っています。

●禁止物件

次に掲げる物件には、原則として屋外広告物を表示することができません(はり紙・はり札・立看板などの表示を禁止)。

- ▼電柱
- ▼街灯柱
- ▼街路樹
- ▼信号機
- ▼道路標識
- ▼ガードレール
- ▼歩道橋
- ▼道路の分離帯

- ▼カーブミラー
- ▼パーキングメーター
- ▼郵便ポスト
- ▼電話ボックス
- ▼道路の路面—など

●禁止地域

次に挙げる、美しい自然景観や良好な街並み・特に良好な景観の形成や風致の維持が必要な地域、屋外広告物を表示することが好ましくない場所などを禁止地域に定めています。

- ▼第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域
- ▼道路・鉄道などから展望できる地域で、敷地境界から一定の区域**1**首都圏中央連

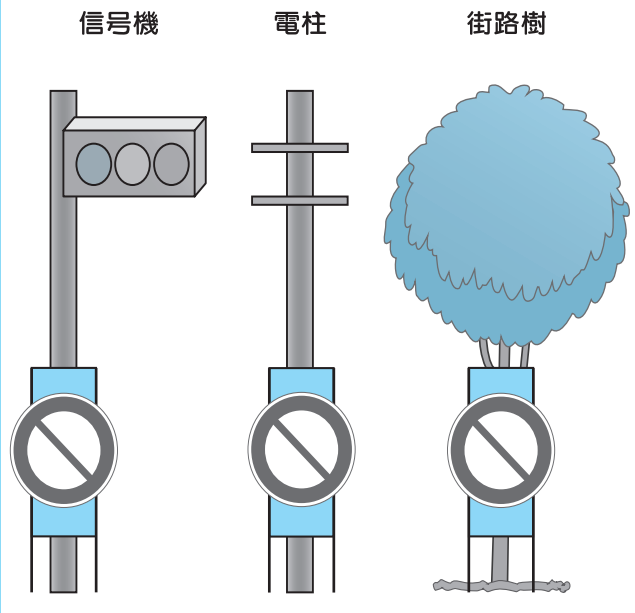
●適用除外

私たちの社会生活を営むうえで最小限必要な広告物など

- 絡自動車道：500m以内
- 2**東日本旅客鉄道：100m以内、国道125号：50m以内、県道：5m以内(ただし、第一種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域は禁止地域から除外、電柱利用広告は許可を受けて表示可)**3**信号機または道路標識から半径10m以内の区域—など

▼禁止物件の例

これらの物件に、はり紙や立看板などの屋外広告物を表示することは禁止されています。



については、規制のうち一定の事項を適用しないとする、『適用除外』を定めています。

- ▼自家広告物：自己の氏名・店名・事業内容などを、自己の住所・事業所・営業所などに表示する広告物で、広告物の合計面積が、禁止地域の場合5㎡以下、許可地域の場合10㎡以下のもは許可が不要
- ▼近隣店舗等案内広告：店舗等が主要な道路に面しておらず、案内広告の設置がやむを得ないと認められる広告物で、店舗から半径10km以内の範囲、かつ、信号および道路標識から5m以上離す等の基準を満たすものは、禁止地域でも許可を受けて表示が可能—など

■屋外広告業の適正な表示のために

●広告主・土地所有者などの責務

屋外広告物の広告主・土地の所有者には、屋外広告物の法律や条例の規制等に適合した表示や適正な管理に努めることが求められています。

■違反に対する措置・罰則

条例または規則に違反する屋外広告物(違反広告物)を表示すると、勧告公表・是正命令などの措置を受けます。

●簡易除却

違反広告物のうち簡易なもの(はり紙・はり札・立看板・広告旗)は、町が直接除却を行うことができます。

●罰則

- ▼登録を受けずに屋外広告業を営んだときなど：懲役刑(最高2年)または罰金刑(最高100万円)
- ▼禁止地域や禁止物件に屋外広告物を表示したとき、違反に対する措置命令に従わなかったときなど：罰金刑(最高100万円)

許可申請書等は町ホームページからダウンロードできます。
▼ホームページ
<http://www.town.ami.ibaraki.jp/gyosei/application-down.htm>



ポスター表彰：西谷晴樹さん（舟島小）



友好都市から



▲広瀬ゆたか・おおい大輔



▲アミューズフェス



●メインステージ



▲阿見小金管バンド



▲ジュニアフェス



▲ダンスフェス

●クリーン3か条にご協力いただき、
ありがとうございました



▲あみ大使の
ノブ&フッキー

▲地域振興ショーと芸能ショー

●応募写真



▲写真提供：村松さん



▲フィナーレ『いのちを笑わそう』を合唱！



▲写真提供：野口さん

●まい・あみ・アンバサダーオーディション



◀今年度のまい・あみ・アンバサダーに選ばれたのは写真左から、
本田千晴さん、林暁嵐さん、芳賀さくらさん

まい・あみ・まつり2013

笑顔が舞い、心おどる熱い夏!

●ストリート



▲子ども神輿（中央西）



▲子ども神輿（竹来）



▲フラフショー



▲よさこいソーラン



▲よさこいソーラン

● 8月4日(日)、午前7時30分から約1時間、阿見・朝日・竹来中学校の生徒・先生約200人の皆さん(写真)が、まつり会場および周辺のごみ拾いをしてくださいました。



● 阿見町建設業協会の皆さん(写真)が、7月27日(土)の午前9時からまつり会場の草刈りを、8月5日(月)の午前9時からまつり会場および周辺のごみ拾いをしてくださいました。



盆踊り表彰

- 最優秀賞 阿見台
- 優秀賞 天翔如人
- チームワーク賞 富士団地
- ユーモア賞
(株)メディカルアシスト
- 元気で賞 きずな
- 町長特別賞 上小池有志会

※まつり会場周辺では、個人や団体など多くの人たちが清掃活動にご協力くださいました。ありがとうございました

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 25年度・第2回

消費者問題のご相談は、
お気軽にご相談ください！



9月は高齢者向け悪質商法・振り込め詐欺被害防止キャンペーン月間です

9月は県内の関係機関が共同して、悪質商法や多発している振り込め詐欺から高齢者を守る啓発事業を実施しています。

悪質業者は、高齢者がはっきり断れないのをいいことに強引に契約を迫ってきます。最近、注文していない健康食品を勝手に送りつけてくる悪質商法が町内で急増していますので、事例を紹介します。

●事例

申し込んでいない健康食品を強引に送りつける業者に注意！

先日、業者から電話があり、「7月に注文を受けた健康食品が準備できたので、明日代金引換の宅配便で送る。代金は18,000円です。」と言われた。注文はしていないと断ったが、業者は「確かに申し込んでいる、断るなら裁判にかける。」と強い口調で言ってきた。もし健康食品が送られてきたら、どう対応したらいいか。



●アドバイス

申し込んだ覚えもなく、電話でも断ったにもかかわらず、健康食品が代金引換配達で送られてきたときは受取を拒否してください。その際、できれば業者名や連絡先を控えておいてください。

また、申し込んだ覚えはないが、電話で確かに申し込んでいる、裁判にかけると強く言われ、断り切れずに承諾してしまった場合はクーリングオフができます。

いずれの場合でもトラブルにあったら消費生活センターに相談してください。

消費生活の豆知識

クーリングオフとは？

クーリングオフは契約をした後でも、本当に必要な契約かどうか冷静に考える期間を与え、一定期間内であれば消費者から一方的に契約解除できるという制度です。

訪問販売や電話勧誘販売など法律で定めた特定の取引の場合はクーリングオフができます。

(店舗販売や通信販売で購入した場合にはクーリングオフはできません)

▼期間: 契約書面を受け取った日から8日間です

▼方法: 必ず書面にしてコピーを残し、発送したことが証拠に残るように簡易書留等で相手業者に送ります

▼効果: 消費者は一切の負担を負うことなく無条件で契約を解除できます。違約金を支払うこともなく、商品の返送費用も相手業者の負担です

契約をやめたい

問い合わせ：▼町消費生活センター ☎888-1871 (ファクシミリ兼用 / 月～金曜日の午前9時～午後4時) ▼商工観光課 ☎888-1111 (171)

放射線の状況をお知らせします

環境政策課 ☎888-1111 (116)

放射線の定期測定

毎月子ども関連施設を中心に放射線の定期測定を行っています。7月の測定結果については、次のとおりです。

単位：マイクロシーベルト毎時

第49回（測定日7月23日～26日）

施設名	屋内（床上）			屋外（地上）			施設名	屋内（床上）			屋外（地上）		
	0cm	50cm	1m	0cm	50cm	1m		0cm	50cm	1m	0cm	50cm	1m
阿見小学校	0.079	0.082	—	0.077	0.079	—	中郷保育所	0.085	0.074	—	0.090	0.082	—
実穀小学校	0.082	0.088	—	0.126	0.104	—	南平台保育所	0.077	0.083	—	0.089	0.086	—
吉原小学校	0.073	0.069	—	0.123	0.115	—	二区保育所	0.080	0.076	—	0.122	0.096	—
本郷小学校	0.078	0.084	—	0.109	0.081	—	学校区保育所	0.054	0.057	—	0.111	0.100	—
君原小学校	0.064	0.065	—	0.109	0.099	—	あゆみ保育園	0.049	0.054	—	0.093	0.092	—
舟島小学校	0.081	0.082	—	0.097	0.109	—	阿見ひかり保育園	0.089	0.084	—	0.116	0.117	—
阿見第一小学校	0.081	0.086	—	0.109	0.102	—	さくら保育園	0.091	0.091	—	0.069	0.064	—
阿見第二小学校	0.080	0.079	—	0.089	0.080	—	学校区児童館	0.072	0.060	—	0.115	0.094	—
阿見中学校	0.080	—	0.081	0.085	—	0.078	二区児童館	0.085	0.091	—	—	—	—
朝日中学校	0.083	—	0.084	0.098	—	0.096	総合運動公園 （陸上競技場）	—	—	—	—	0.103	0.116
竹来中学校	0.087	—	0.089	0.113	—	0.105	総合運動公園 （野球場）	—	—	—	—	0.087	0.096
霞南至健中学校 ・霞ヶ浦高校	0.097	—	0.089	0.078	—	0.074	霞ヶ浦平和 記念公園	—	—	—	—	0.153	0.162
霞ヶ浦聾学校	0.072	0.075	0.080	0.062	0.058	0.067	ゆりの木公園	—	—	—	—	0.137	0.141
ふたば幼稚園	0.073	0.066	—	0.110	0.109	—	岡崎ふれあい公園	—	—	—	—	0.180	0.180
阿見みどり幼稚園	0.058	0.059	—	0.100	0.097	—	うずらの公園	—	—	—	—	0.072	0.068
荒川沖幼稚園	0.095	0.096	—	0.103	0.099	—	本郷近隣公園	—	—	—	—	0.162	0.161
阿見幼稚園	0.094	0.085	—	0.139	0.120	—	平均値	0.078	0.077	0.085	0.101	0.103	0.112

※自然界からの放射線量を含む値です。また、機器の仕様で ±10% 程度の誤差が生じることがあります

◎シーベルトとは…放射線が人体にどれだけ影響を与えるかを表す単位です
1 ミリシーベルト = 1,000 マイクロシーベルト

町の農畜産物について

町内産農畜産物について、「食品放射能測定システム」により放射性物質の測定を行っています。7月の測定結果については、次のとおりです。

▼放射性セシウムの測定結果（合計 17 検体）

（ ）内は測定検体数

項目	検査品目
不検出	エダマメ、カボチャ(2)、金時草、ジャガイモ、タマネギ、トマト、ナス、ニラ、ニンニク、ブラックベリー、ブルーベリー、ミョウガ(2)、メロン、モモ
基準値内のもの	ブラックベリー
基準値を超えたもの	該当なし

※「不検出」…「検出限界値」未満であることを表し、おおむね 25 ベクレル毎キログラムになります

※「基準値」…穀類・肉・魚・野菜などの「一般食品」は、100 ベクレル毎キログラムです

◎食品放射能測定システムの申込方法

農業振興課の窓口またはお電話（☎888-1111 内線 183）でご予約ください。測定は無料です。

高齢者の交通事故防止

交通防災課交通防犯係 ☎888-1111 (276・277)

【茨城県の高齢者交通事故死者数が全国ワースト1位に】

県内で本年に入ってから交通事故死者が増え、7月11日には1年半ぶりに「交通死亡事故多発警報」が発令となりました。特に、65才以上高齢者の死者数は全死者の7割を占め、6月末時点で死者数52人、全国ワースト1位と非常に危機的状況となっています。

▼県内の高齢者の交通事故死者数(平成21～25年)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年 6月末
全死者数	199人	205人	169人	142人	78人
高齢者死者数	90人	102人	85人	68人	52人
占める割合	45.2%	49.8%	50.3%	47.9%	66.7%



【高齢者の交通事故死者は歩行者が1番多い】

高齢者が関係する交通事故の状態別では、歩行中(28人、構成率53.8%)が最も多く、中でも横断中が18人となっています。次いで四輪車乗用中(13人、構成率25.0%)、自転車乗用中(9人、構成率17.3%)となっています。歩行者の死者は「道路横断中」が大半を占めていますが、横断中の歩行者側にも「直前横断」等の原因(違反)が多くみられます。

【歩行者の死亡事故は午後4時から8時に多発】

歩行者の死亡事故は午後4時から8時に多発しています。薄暮時から夜間にかけては、徐々に暗くなり、ドライバーの視界から歩行者が発見しにくくなります。買い物や通勤時間とも重なって交通量も増加するため、交通事故発生の危険がさらに高くなります。

ドライバーは、暗くなる前にライトを点灯し、夜間是对向車・走行車などの状況を見て「ハイビーム(ライト上向き)」を上手に活用し、歩行者等の早期発見による交通事故防止に努めましょう。

■事故防止のポイント

- ▼歩行者は、暗くなったら(帰りが暗くなりそうなときも)反射材を身につけましょう！
＜歩行者の死亡事故は午後4時から8時頃に多発しています＞
- ▼自転車も反射器材を取り付けましょう！ ライトは早めにつけましょう！
- ▼車は暗くなる前から早めにライトを点灯し、対向車や先行車がないときはライトを上向きに切り替えましょう！
- ▼慣れた道(自宅付近)こそ気をつけましょう！
＜歩行者の死亡事故の多くが、自宅から500m以内で起きています＞
- ▼無理な横断は控えましょう！
＜歩行者の死亡事故では横断中が最も多い！＞
- ▼一時停止のある交差点では必ず止まり、左右の安全確認をしましょう！

■高齢運転者の安全五則

- ① 一時停止場所では必ず止まり、左右の安全を確認する
- ② ハンドル・ブレーキの操作を的確に行う
- ③ 交差点では必ず安全を確認する
- ④ 信号を守り、信号の見落としに注意する
- ⑤ 脇見・ぼんやり運転をしない



男女共同参画宣言都市記念式典 開催概要をお知らせします

町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

日時: 11月10日(日) 午後1時開始

場所: 県立医療大学大講義室(講義棟1階)

▼記念講演

「男女共同参画社会実現の先に
～私たちの暮らしはどう変わるのか～」(案)

講師 杉尾秀哉氏(写真右)

TBS テレビ報道局編集センター解説・専門記者室長



▼記念式典

作文・標語・ポスター・推進歌コンクール入賞者表彰

▼アトラクション

チェロ・バイオリン・ピアノ演奏

▼入場無料。託児・手話通訳あり(託児は2～6歳で要申込)

改正ストーカー規制法・改正DV防止法が成立

改正ストーカー規制法と改正DV防止法が、平成25年6月26日の衆議院本会議で可決・成立しました。

《改正法の主なポイント》

●ストーカー規制法

しつこいメールを付きまとい行為に追加

被害者だけでなく加害者の住所地の警察も警告を出せるように拡大
警察が警告しない場合、理由を被害者に書面で通知することを義務化

●DV防止法

同居する交際相手からの暴力も保護対象として拡大



警察にまず相談しましょう

ストーカー行為とは

- ▼つきまといなど
- ▼待ち伏せしたり、進路をふせぐ行為
- ▼住居を見張ったり、いつも監視する行為
- ▼会うことを要求したり、無理に付き合うことを要求する行為
- ▼嫌がる写真を送りつける行為
- ▼名誉を傷付ける行為
- ▼何度も無言電話をかける行為
- ▼自由に行動することが困難となるような状況にする行為

ストーカー対策法

- ▼ストーカー対策としてすぐに行なってもらいたいの、最寄りの警察に相談することです。毅然とした態度で立ち向かわないと、ストーカーの思うつぼとなってしまいます
- ▼ストーカー行為を続けている相手が特定できる場合には、ストーカー行為をやめるようにという**禁止命令**を出すことができます(禁止命令を受けてもストーカー行為をやめない場合には、100万円以下の罰金刑)

阿見町の地域貢献・ 社会貢献活動団体

町民活動推進課 ☎888-1111 (272) / 町民活動センター ☎888-2051

町民活動センターでは、町内で社会貢献・地域貢献の活動をしている団体情報を募集していますので、お気軽にご相談ください。

「傾聴ボランティアかがやき」

平成24年春に町社会福祉協議会が開催している「傾聴ボランティア講座」の受講生6人で、傾聴ボランティアかがやきを立ち上げました。現在は、サークルの会員数や訪問先も順調に増加し、傾聴活動についての理解・浸透が図られているとの確かな手ごたえを感じられる段階に入っています。

このボランティア活動は、どなたでもできることですが、話し手を丸ごと受け止めて寄り添うことにはパワーが必要であり、易しいことではありません。しかしながら、この活動を継続していく中で、「自己成長が実感でき、日常生活でも自然に他者に優しく接するような人間になっていける」という良い兆候が期待できます。

私たちは「これからも笑顔を絶やさず、寄り添い共にかがやきイキイキとした人生を送れる一助になればとの思いと、一瞬のふれあいでも大切にしていこう」ということを目標として掲げ、活動をしているサークルです。関心をお持ちの方は、ご一報いただき、「初めの一步」を踏み出してみませんか！

▶「傾聴ボランティアかがやき」の皆さん



傾聴とは…

話し手に寄り添い、話したいことを聴かせていただく、すなわち話し手を丸ごと受け止めることです

活動内容

- ▽毎月定期的に施設訪問
- ▽毎月第二水曜日に定例会開催（勉強会・訪問時の活動報告）

問 合 せ 「傾聴ボランティアかがやき」代表安相 ☎887-5197

■活動報告コーナー

●NPO ボランティア運営・設立勉強会開催

町民活動センターでは、町の内外を問わず、NPO 法人・ボランティアを設立しようとしている人を対象に、運営についての勉強会を月に一度開催しています。

動物愛護のNPO 法人を設立・申請して、これから本格的な活動を始めようとしている人、体操クラブを20年来運営しておりNPO 法人を設立して将来的にしっかりした組織作りをしようとしている人などが、積極的な意見交換をしています。

参加者は女性が多く、パワーを感じます。次回は9月20日(金)の午後6時～8時を予定しています。年齢・性別に関係なく、これから何か活動をしたいとお考えの方は、ぜひご参加ください。



▲6月に開催された勉強会の様子

活動場所 町民活動センター（マイアミショッピングセンター3階）

問 合 せ 町民活動センター ☎888-2051

花ひらくまち推進事業

町民活動推進課 ☎888-1111 (271-272)

125号バイパス沿いでコスモスの種まき作業を実施しました

去る7月6日(土)、「花ひらくまち推進事業」の一環であるコスモスの種まき作業が、「花ひらくまち推進委員会」を中心に、125号バイパス沿いで実施されました。

当日の参加者は100人にのぼり、皆さんのおかげで無事に今年もコスモスの種まきを終わることができました。毎年9月頃にはコスモスが見ごろとなりますので、皆さん楽しみにしてください。



▲種まき作業の様子
◀コスモスの様子(イメージ)

環境美化活動のボランティアに参加しませんか

年1回のコスモス種まき作業(7月頃)と、年3回の清掃作業(5月・8月・2月頃)となっています(写真は5月の清掃作業の様子)。いずれも作業場所は125号バイパス沿いです。

実施日当日の飛び入り参加も大歓迎ですので、お誘い合わせのうえご参加ください。



●「花ひらくまち推進事業」とは？

花づくりを通して「こころのふれあうふるさとづくり」を推進するため、ボランティアの皆さんが「花ひらくまち推進委員会」を組織し、「茨城県道路里親制度」の助成制度の支援を受けながら活動を続けています。

現在では、この活動に賛同いただいた「キャノン(株)阿見事業所」、「ツムラ労働組合茨城支部」、「グループホームつくし」、「(公社)阿見町シルバー人材センター」の皆さんとともに活動しています。

この「花ひらくまち推進事業」には、活動に賛同してくださる人であれば、組織・個人を問わずどなたでもご参加いただけます。詳細につきましては、花ひらくまち推進委員会事務局(役場町民活動推進課内)までお気軽にお問い合わせください。

〈広告欄〉

<p>住まいのことなら美都住建へ</p> <p>当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟まごころを込めて建築してまいりました。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせた、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増改築など、お気軽にご相談ください。</p> <p>建築業知事免許(般-24)第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10 TEL.029-842-7196 (株)美都住建 【陶板浴槽】阿見町中央 1-5-32</p>	<p>LIXIL リフォームのことなら増改築相談員のいる当店へ!!</p> <p>傷んでる箇所を何とかしたい、どんなリフォームをしたらいいのかわからない...費用はどれ位かかるんだろう...など住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。</p> <p>* 歩くのが好きな方! ポスティング募集中! 週2~3日、要相談</p> <p>建築業知事免許(4)第5548号 (有)美都ツ和 阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200</p>
---	--

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

特別展『空をめざした少年たち－陸軍少年飛行兵と予科練』

- ▼期日:10月27日(日)まで
- ▼場所:予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼観覧料:大人 600円(480円)、小中高生 350円(280円)
※()内は20人以上の団体料金。特別展期間中は上記の一律料金となります



▲子犬を抱いた少年兵(陸軍特別攻撃隊第72振武隊隊員)

『JAF 共催子ども向けイベント』開催

- ▼期日:9月14日(土)
- ▼時間:午前10時～午後4時(予定)
- ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ・エントランス前
- ▼内容:親子で、友だち同士で思いきり楽しもう！
▼屋外:シーベルトコンピンサー・水ヨーヨー釣り(晴天時)・ミニ SL
▼屋内:読み聞かせ・子ども安全免許証・輪投げ大会(雨天時)
- ▼参加料:無料 ※町内の小中学生を含め、小学生以下は館内見学も無料です
- ▼その他:事前予約不要

『特攻隊遺書朗読会』開催


- ▼期日:9月16日(月)
- ▼時間:午後2時～3時(予定)
- ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼内容:詳細は後日お知らせします
- ▼参加料:無料
- ▼その他:事前予約不要

◎学芸員のつぶやき

今年は平年より1週間から2週間早く季節が進んできました。桜が3月中に満開となり、藤やツツジもゴールデンウィーク前に満開となってしまったように。しかし、神さまはどこかで季節の調節をするに違いありません。7月中に真夏のような、また秋になってしまったような不思議な一時を経験しましたが、それは調整だったのでしょうか。はたまた、これから思いがけないどんでん返しが待っているのでしょうか。しかし、子どもが可愛いウサギを思い描ける名月だけは落ち着いて授かりたいものです。

▼予科練平和記念館ホームページ:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>


〈広告欄〉



認定こども園 ふたば幼稚園

たくさんあそんでたくさんまなぶ。。

平成26年度 園児募集



公開保育・入園説明会 9月10日・13日(午前10時30分～)

ホームページ <http://amifutaba.jimdo.com/> ☎029(887)0055 Fax029(879)7726

入園願書は10月1日(火)受付開始です。公開保育・入園にあたっての説明会はお子様と一緒においでください。お待ちしております。

お知らせ

Information

児童手当の手続きはお済みですか

児童手当を受給している人は、毎年6月に受給要件を確認するために、『児童手当現況届』を提出することになっていま

す。
6月に町から送付した『児童手当現況届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

▼問合せ 児童福祉課児童福祉係 ☎888-1111(168)

「一般向けバイオテクノロジ―実験講座」開催

茨城大学遺伝子実験施設では、一般の人向けに標記講座を無料で開催します。

▼期日 ①10月26日(土)②27日(日) ※2日間連続で参加できる人

▼時間 午後1時～5時
▼場所 茨城大学阿見キャンパス内 遺伝子実験施設

体協だより

「町民野球大会」参加チーム募集

▼期日 10月6日(日)・14日(月)・20日(日) ※予備日:27日(日)

▼場所 町民球場ほか
▼参加資格 ▼町内在住・在勤・在学または近隣市町村の人

▼スポーツ傷害保険に加入して

▼内容 ▼世界初の遺伝子操作により作られた世界初の紫色のカーネーションに青色遺伝子の確認▼お米の食味試験と遺伝子解析による品種(コシヒカリ)判別等の実験▼『バイオテクノロジ―の基礎』講義など

▼募集人数 16人(定員で締切)
▼申込期間 10月11日(金)まで
▼申込方法 電話またはEメールで左記に申し込む

▼問合せ 茨城大学遺伝子実験施設 ☎888-18743 ▼Eメール:grc2@nihbaraki.ac.jp

いる人

▼参加料 1チーム5000円

※抽選会受付時に徴収

▼抽選会 9月29日(日)午後7時

中央公民館1階多目的室

▼申込方法 9月20日(金)までに、電話で左記に申し込む

▼問合せ 町体育協会事務局 (生涯学習課内) ☎888-2526

2526

「町民グラウンドゴルフ大会」参加者募集

▼期日 10月10日(木) ※予備日:17日(木)

▼時間 ▼受付:午前8時30分から ▼開会式:9時から

▼場所 総合運動公園陸上競技場

▼参加資格 町内在住の人

▼募集人数 150人程度

▼参加料 300円

▼申込方法 9月26日(木)までに、電話または直接左記に申し込む

▼問合せ 町体育協会事務局 (生涯学習課内) ☎888-2526

2526

「秋季テニス大会(ダブルス)」参加者募集

▼期日 10月20日(日) ※予備日:11月3日(日)

▼場所 ▼男子:県立医療大学 ▼女子:総合運動公園

▼募集人数 男女各32組(定員で締切) ※キャンセル待ち

はなし

▼参加料 1組3000円(当日徴収)

▼申込期間 9月27日(金)まで

※13日(金)までは町内在住・在勤・在学者のみ。一般は14日(土)から(Eメールは午前0時から、ファクシミリは午前9時から)受付

▼申込方法 Eメール(氏名・資格・所属クラブ・郵便番号・住所・電話番号・主な戦歴・ドロー発送方法を記載)またはファクシミリ(申込用紙は生涯学習課・総合運動公園・左記ホームページで入手可)で左記に申し込む ▼Eメール:mansen99@com.home.ne.jp ▼FAX 888-11055(午前9時～午後9時。時間厳守) ※不備がある場合受付不可

▼その他 ▼希望者のみドロワー表を送付(Eメールまたは郵送。1組1通) ▼キャンセルは9月27日(金)まで。以後は参加料徴収 ▼締切後ペア変更は可。2人とも変更は失格 ▼左記ホームページでエントリー確認可

▼問合せ 町体育協会テニス部 代表倉持 ☎841-16878

▼大会用ホームページ: http://www.geocities.jp/antennis2005/

antennis2005/

〈広告欄〉

オータムジャンボ宝くじ

3億9千万円!

[発売期間] 9月20日(金)～10月11日(金) [抽せん日] 10月18日(金)

サンキュー
オータム!!

1等・前後賞
合わせて

9/20(金)
発売!

売り切れ 発売終了!

1等…3億3,000万円×13本
前後賞…各3,000万円×26本
(発売総額390億円・13ユニットの場合)

*この宝くじの収益金は市町村の
明るいまちづくりや環境対策、
高齢化対策など地域住民の福
祉向上のために使われます。
*宝くじは、ぜひ
茨城県内で購
入願います。

1冊
300円

宝くじに関するお問合せ クーちゃん
03-3535-9033[みずほ銀行]
公益財団法人 茨城県市町村振興協会

お知らせ

Information

■障害福祉課から ●特別児童扶養手当を受けている人へ

特別児童扶養手当を受給している人は、前年(平成24年)の所得額および受給資格を確認するため、『特別児童扶養手当所得状況届』を提出することになっています。

この届を提出しないと、受給資格があっても8月分以降の手当が受けられなくなるのでご注意ください。また、所得制限等により支給停止となっている人も必ず提出してください。

▼提出期間 9月6日(金)まで ※土・日を除く

▼提出方法 直接左記に提出する

●『要約筆記入門講座』受講者募集

▼期日 10月9日～11月13日の毎週水曜日(全6回)

▼時間 午後2時～4時 ※講師の都合により時間変更あり

▼場所 土浦市総合福祉会館4階講義講習室(土浦市大和)

▼内容 要約筆記技術の講義・実技練習、聴覚障害の基礎等

▼対象 町内在住の人

▼募集人数 2人(定員で締切)

▼受講料 無料(教材費は実費)

▼申込期間 9月20日(金)まで ※土・日・祝日を除く

▼申込方法 氏名・住所・生年月日・電話番号を記載してファクシミリで左記に申し込む

▼問合せ 障害福祉課 ☎888-12943 FAX888-12945

■きれいなママになるための体操教室参加者募集

▼期日 10月7日・28日・11月18日の月曜日(全3回)

▼時間 午後1時30分～3時

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼内容 ▼ストレッチ ▼美しい姿勢をつくる足腰・体幹の体操 ▼骨盤のゆるみを予防する体操など ※お子さまづれでも参加できます

▼対象 町内居住で第1子を出産後3～12か月の女性

▼募集人数 20人(申込多数の場合は抽選)

▼参加料 無料

▼参加料 無料

▼申込期間 9月25日(水)まで ※土・日・祝日を除く

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼その他 教室は理学療法士・保健師がサポートします

▼問合せ 健康づくり課保健予防係 ☎888-12940

■町シルバー人材センターから

●入会説明会開催 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)

▼期日 9月17日(火)

▼時間 午前10時～正午

▼場所 (公社)町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)

●『マイホームのミニ営繕』引き受けます

マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います

▼問合せ (公社)町シルバー人材センター ☎888-12036

■陸上自衛隊武器学校から

●『駐屯地開設記念行事の訓練』実施
駐屯地会開設記念行事の訓練を実施します。

行事訓練の際は、空砲射撃により非常に大きな音がします。近隣住民の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▼期日 9月24日(火)・10月1日(火)・3日(木)

▼時間 午前9時～午後5時の間で2時間程度

▼問合せ 陸上自衛隊武器学校 広報班 ☎887-11171 (231-232)

■民間体育館の無料貸出

茨城県南介護協会では、左記施設を無料で貸出します。詳しくは左記にお問い合わせください。

▼施設名 阿見体育館

▼施設場所 中央8-4-1

▼施設概要 ▼広さ:縦約29メートル×横34メートル ▼高さ:約8メートル ▼床:人工芝

▼貸出日時 月曜日～金曜日の午後1時～5時 ※祝日を除く

▼貸出対象 ▼スポーツ少年団(町内に所在する団体) ▼高齢者のスポーツ団体(町内に所在するシルバークラブおよび60歳以上で構成するスポーツ団体)

▼貸出開始 10月1日(火)から

▼問合せ 医療法人社団筑波病院 川村 ☎855-10355

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか?

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

寝たきりゼロ作戦を応援します

ご存知ですか? 健康保険で在宅マッサージが受けられます!

ただいま無料体験マッサージ受付中! お気軽にどうぞ

お問合せ、ご相談などお気軽にご連絡ください。

所属: 全国保険鍼灸連合会会員 茨城 NPO 全国鍼灸マッサージ協会会員

有限会社 **オリエンタル**

〒301-0041 茨城県龍ヶ崎若柴町 2188-9 **マッサージ師募集**

TEL: 0297-65-0985 FAX: 0297-65-3323 携帯: 090-6548-4321

●龍ヶ崎事業所(オリエンタル治療院)
●稲敷事業所(オリエンタル稲敷)
●取手事業所(オリエンタル取手)

『まちのニュース・町長日記』8月



『柳州市文化友好訪問団』

阿見町との友好都市である中国柳州市の市民文化友好訪問団の9人が、8月2日から6日までの5日間の日程で来町されました。今回は、太極拳の先生を団長に、中国オペラの音楽の先生、中国古箏の先生、中国茶芸の先生、図書館の職員など多芸多才な皆さんが来られましたので、まい・あみ・まつりや本郷ふれあいセンターなどで町民に披露していただきました。

第1回農業研修生として阿見町で実習したことのある書道の先生は、残念ながら家庭の事情により来られなくなりましたが、六十数点に上る書道作品は中央公民館で展示することができました。

これからも姉妹都市の米国スーパーリア市、友好都市の中国柳州市との交流はもとより、町内在住の外国の人たちとの交流にも力を入れていきたいと思えます。

阿見町長 天田富司男



●定例相談●

人権相談／行政相談 日時:10月3日(木)・11月7日(木)午前10時～午後3時／場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課 ☎888-1111(215)

子育て相談 電話・来所相談:月～金曜日午前9時～午後4時／場所:中郷保育所内／訪問相談:随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時／場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時／弁護士相談:月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)／場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分～午後5時15分／場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時／場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時45分／弁護士相談:水曜日午後1時～4時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●人口と世帯●

- 総人口 47,617人 (+ 34) ▽8月1日現在
- 男性 23,589人 (+ 22) ▽常住人口ベース
- 女性 24,028人 (+ 12) ▽()内は前月比
- 世帯数 18,419世帯 (+ 30) ▽総務課調べ

9月の納税等

国民健康保険税(4期)
後期高齢者医療保険料(3期)
納期限 9月30日(月)

10月の納税等

町・県民税(3期)
国民健康保険税(5期)
後期高齢者医療保険料(4期)
介護保険料(4期)
納期限 10月31日(木)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 7月(前月比)

消防本部調べ	軽傷	17人(+ 7)
出場件数 17件(±0)	中傷	0人(- 3)
	重傷	0人(- 1)
※救急車の適正な利用を	死亡	0人(± 0)
お願いします	合計	17人(+ 3)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店



祭



ご来場ありがとうございました

